

「大田市立高山小学校緑の少年団団則」

(名称)

第1条 この団は、大田市立高山小学校 緑の少年団と称する。

(目的)

第2条 この団は、緑を愛し、守り、育てる心を養う活動を通して、自然や人、社会を愛する心豊かな人間を育てることを目的とする。

(組織)

第3条 この団の団員は、前条の目的に賛同する大田市立高山小学校の3年生以上の児童であって、団員にふさわしいものとする。

(活動)

第4条 (1)緑を通じた野外における自然の学習
(2)緑を愛護し守り育てるために必要な実践活動
(3)緑を愛し、守り、育てることを中心としたレクリエーション
(4)その他目的を果たすためにみんなで決めたこと

(役員)

第5条 この団に次の役員を置き、役員は総会で選任する。役員任期は1年とする。ただし、再任されることができる。団長1名、副団長2名以内、指導者1名、班長4名以内

(役員の仕事)

第6条 (1)団長は、団をまとめ、会議の議長となり、団を代表する。
(2)副団長は、団長を助ける。
(3)指導者は、団の活動計画を立案、実施の指導、団の会計、庶務の仕事にあたる。
(4)班長は、班をまとめる。

(事務局)

第7条 この団の事務局を大田市立高山小学校におく。

(会議)

第8条 会議は総会および役員会とする。
(1)総会は、年1回4月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
(2)役員会は、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 この団の経費は、補助金・寄付金をもってあてる。

(簿冊)

第10条 この団の簿冊は、次のとおりとする
(1)団運営および計画 (2)団則 (3)団員・役員名簿 (4)会計帳簿 (5)共用品台帳
(6)その他必要な簿冊

(服装・装備)

第11条 団員は、活動時には団が別に定める制服・装備を着用する。

(附則) この団則は、平成5年7月13日から施行する。